

保育所(園)・認定こども園入所のご案内

(令和3年度入所申込用)

〔保育所(園)・認定こども園(保育部分)とは〕

保護者が仕事や病気などのため、家庭で十分に保育できない(保育の必要性がある)お子さんを、一定の時間保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

幼稚園とは異なり、小学校入学の準備のため、集団生活を体験させるため、下の子どもの保育に手がかかるためという理由では、入所の対象となりません。

市内には11か所の認可保育所(園)・認定こども園があり、児童福祉法、子ども・子育て支援法の基準に沿った入所定員、保育士の数、施設の規模などによって運営されています。また、企業が事業所内に設置する企業主導型保育施設が2か所あります。

保育所(園)	<p>保護者の就労状況等に応じて、児童の保育を行う児童福祉施設です。 0歳から小学校就学前までの児童が利用できます。</p> <p>※市内には、 城西保育所・山川保育所・上山川保育所 結城明照保育園・みくに保育園・結城ふたば保育園・つくば保育園 たま保育園・結城あすなる保育園・かなくぼ保育園 があります。</p>
認定こども園	<p>幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。 3歳以上児の場合、学校教育と保育を一緒に受けることができます。</p> <p>※市内には、玉岡堯舜認定こども園(幼保連携型) があります。</p>
企業主導型 保育	<p>企業が一定の基準に則った事業所内保育施設を設置・運営しています。「従業員枠」と地域の住民等が利用できる「地域枠」があり、利用の際は施設に直接申し込むこととなります。</p> <p>※市内では、あいわ保育園が平成30年4月から、しもふさ保育所が平成30年6月から開園しています。</p>

〔保育の必要がある事由〕

保育所(園)、認定こども園(保育部分)の利用は、次のいずれかの事情により、お子さんを保育できない(保育の必要性がある)場合に限ります。

- ① 1箇月において、48時間以上労働(就学)している場合
- ② 妊娠、出産、病気、負傷、又は心身に障害がある場合
- ③ 常時、病人や心身障害者の介護をしている場合
- ④ 火災等の災害の復旧にあたっている場合
- ⑤ 求職活動、学校等に通っている場合
- ⑥ 児童虐待やDVの恐れがある場合
- ⑦ その他の事情により児童の保育ができない場合

このリーフレットと重要事項確認書は、入園後も保管してください!



〔保育の実施期間〕

保育の必要がある事由の内容によって、保育の実施期間が設定されます。

- ① 労働・学校 入所承諾の日から小学校就学前までの保育を必要とする期間。
- ② 妊娠・出産 出産予定日の前後各8週の属する月。(ただし、多胎妊娠の場合は前14週から。)
- ③ 疾病・介護 入所承諾の日から入所理由のため保育を必要とする期間。
- ④ 災害復旧 入所承諾の日から災害が復旧すると見込まれる期間。
- ⑤ 求職活動 入所承諾の日から2箇月以内。(就労証明(調査)書提出後、入所期間を延長します。)
- ⑥ その他 入所承諾の日から市長が必要と認める期間。

〔保育の利用には、保育の必要がある認定が必要になります〕

幼稚園(新制度に移行した幼稚園)や保育所(園)、認定こども園を利用する場合、保育の必要性に応じた「給付認定」を受ける必要があります。この「給付認定」は、申請があった保護者の就労状況などに基づき、市が「給付認定証」を交付します。

認定区分	児童の年齢と保育の必要量	利用できる施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上で 保育の必要がない(教育を希望する)場合	幼稚園 認定こども園(教育部分)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、「保育の必要がある事由」に該当し、 かつ保育を希望する場合	保育所(園) 認定こども園(保育部分)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、「保育の必要がある事由」に該当し、 かつ保育を希望する場合	

〔保護者の状況に応じた保育必要量が認定されます〕

保育認定(2号認定・3号認定)では、保護者の勤務時間や保育を必要とする事由の内容に応じて「保育必要量」を決定します。「保育短時間」または「保育標準時間」のいずれかに認定されます。

認定区分	保護者の就労時間等	施設利用時間
保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれかの保護者の勤務(就学)時間が 48時間以上、120時間未満/月 の場合 ・ 求職活動の場合 ・ 内職の場合 	8時間/日
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての保護者の勤務(就学)時間が、120時間以上/月の場合 ・ 妊娠・出産等の場合 	11時間/日

※施設の利用時間は、園ごとに設定されています。(保護者が利用時間を自由に設定できるわけではありません。)詳しくは、各園のリーフレットをご確認ください。

※認定された時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育料がかかります。園ごとに料金が異なりますので、ご確認ください。

【例】開所時間が7:00~19:00、標準時間が7:00~18:00、短時間が8:30~16:30の場合

7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
保育標準時間認定(最大11時間利用)				延長保育
延長保育	保育短時間認定(最大8時間利用)		延長保育	

〔申し込みに必要な書類〕

※必要に応じ、下記以外の書類の提出を求められる場合があります

申込書は、ボールペン(消えるボールペン不可)を使用し、はっきりと記入してください。
また内容は漏れなく、事実に基づいて記載してください。

- ① 給付認定申請書 兼 保育所入所申込書 (2枚1綴。児童1人につき1綴ずつ作成してください。)
- ② マイナンバーカード又は通知カード、在留カード(外国人の方)
- ③ 児童の状況について (児童の発育や保育の状況等について記入してください。)
- ④ 保育の必要がある証明書(就労証明書、育児休業取得証明書、診断書等)(2人以上申込み場合も、1部で結構です。)
- ⑤ 保育施設利用に関する重要事項説明書(2人以上申込み場合も、1部で結構です。)

就労(内定)のため

◇ 就労証明(調査)書

- ※ 祖父母(65歳未満)が同居している場合は、祖父母分も必要です。敷地内同居(枝番違いであるものも含む。)の場合も証明書等の提出がなければ減点となります。
- ※ 自営業、農業の場合は、申告情報により専従主又は専従者であることが確認できる場合を除き、添付書類が必要です。(就労証明書の裏面をご確認ください。)
- ※ 農業は、耕作面積が30a以上かつ過去1年間の農産物販売額が50万円以上あることが条件です。自家用のみ耕作している場合は就労と認めません。
- ※ 内職の場合は、直近3か月の平均収入が茨城県の最低賃金×48時間を超えることが条件です。(例：令和元年10月1日現在の最低賃金=849円×48時間=40,752円以上/月)

就学のため

◇ 就学証明書や学生証

◇ 時間割等、就学状況が分かるもの ※保育の実施期間は、在学期間のみとなります。

求職活動のため

◇ 誓約書

- ※ 保育の実施期間は2か月間です。
- ※ 入所後、求職活動の状況について報告が必要です。

育児休業明けのため

◇ 就労証明(調査)書

◇ 育児休業取得証明書(育児休業が明ける日付が分かる書類)

- ※ 復帰後1か月以内に、復職証明書をご提出ください。

出産のため

◇ 母子健康手帳やマル福受給者証の出産予定日のわかるページの写し

- ※ 保育の実施期間は、出産予定日の前8週の日が属する月初から後8週の日が属する月末までとなります。

疾病や障害のため

◇ 障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、その写し

- ※ 医師の診断書または通院(入院)証明書 ※保育の実施期間は、6か月以内です。

家族の病気、看護等のため

◇ 家族看護調査書 ※民生委員の調査・証明が必要です

◇ 医師の診断書または介護や看護が必要なことが分かる証明書
(障害者手帳や介護保険証の写し、サービス利用計画書の写し)

- ※ 保育の実施期間は、6か月以内です。



〔入所受付〕

必要書類を全て揃えた上で、**市子ども福祉課窓口**にてお申込みください。

園での申込みや郵送による申込みはできません。なお、申込んだ順番は選考に関係ありません。

※ 不備・不足書類がある場合は受付できません(お預かりしません)のでご注意ください。

◇令和3年4月の入所を希望される場合

10月11日(日) 9:00 ~ 16:30 一斉申込み受付を行います。

上記日程で都合が悪い方は、**10月12日(月)~10月30日(金)までの平日開庁日に**申込んでください。

※育児休業明けで5月~6月に入所を希望される方も、4月入所と同時期に申込できます。

◇令和3年5月以降の入所を希望される場合

入所を希望する月の前月10日(土日・祝日の場合は直前の平日)が申込みの締切です。

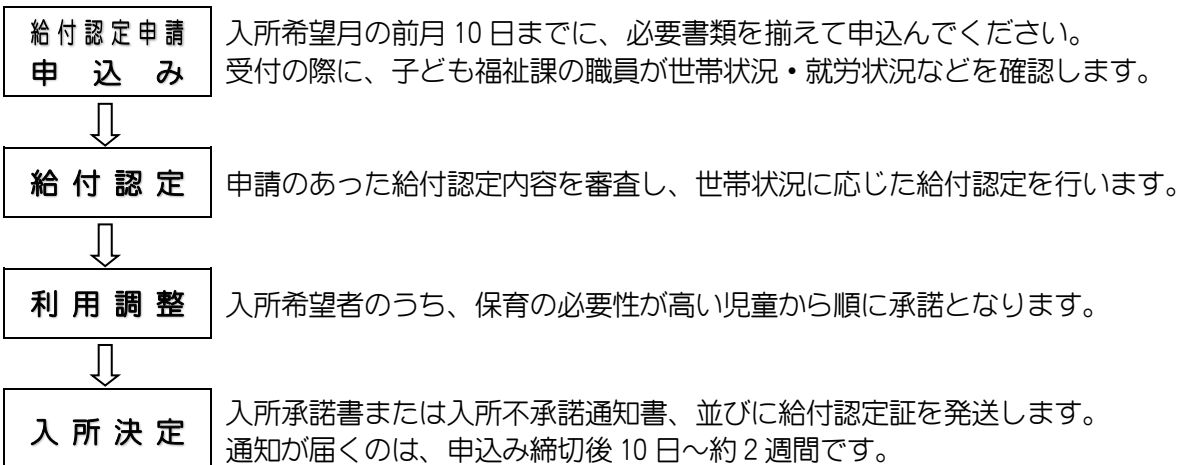
入所月	申込み締切日	入所月	申込み締切日
5月	4/9 (金)	11月	10/8 (金)
6月	5/10 (月)	12月	11/10 (水)
7月	6/10 (木)	1月	12/10 (金)
8月	7/9 (金)	2月	1/7 (金)
9月	8/10 (火)	3月	2/10 (木)
10月	9/10 (金)		

★育児休業明けに伴う入所申込みについては、復職日が属する月の3箇月前から申込みできます。また、月初め(平日のみ数えて5日の間)に復職される方は、復職日が属する月の前月から入所することも可能です。

【例】 9月15日復帰の場合 ⇒ 9月1日入所、6月から申込み可

5/10 まで	6/8 まで	7/10 まで	8/10 まで	9/1	9/15
育児休業期間					復職
申込み可能な期間				入所(利用開始)	

〔入所選考の流れ〕



※4月入所は申込みが集中するため、結果通知が1月頃となる予定です。

〔選考基準〕

申請内容を総合的に判断し、保育の必要性が高い児童から順に入所を決定します。

※定員に空きがあっても、保育の必要性があると判断できない場合は、入所不承諾となります。

優先度	保育の中心者の就労状況 (家庭外就労の場合)	兄弟姉妹の保育状況	世帯の状況
高い ↑ 優先度 ↓ 低い	産休・育休明け常勤労働者 常勤労働者 パート労働者 内職 就職活動中 就労先未定 (就労先内定は各勤務形態に含む)	兄弟姉妹が既に希望保育所に入所している 産休・育休取得により一時退所した保育所への申込み 未就学児全員の申込み 申込み児童以外の未就学児を家庭で保育できる	両親不存在 ひとり親世帯 家計の主宰者の失業 父母と児童のみ 祖父母と同居 父母以外に児童を保育できる者がいる世帯

〔入所の決定〕

- ・利用調整の結果、入所決定された方については、「入所承諾書」と「給付認定証」を郵送します。
- ・利用調整の結果を受けた後、入所施設の変更を希望する場合は、「保育所入所取り下げ・辞退届」を提出の上、再度お申込みください。

入所選考に漏れた方については「入所不承諾通知書」と「給付認定証」を郵送します。
引き続き入所を希望される場合には、お手数でも再度お申込みください。

※2回目以降の申込みの際、提出した就労証明(調査)書の内容に変更がなく、かつ証明日から半年を経過していない場合は、「認定申請書兼保育所入所申込書」のみ提出してください。

〔入所決定後の手続き等〕

- ・入所予定の施設から入所手続き等についての連絡があります。また、事前の面談がありますので、園の指示に従って、準備をすすめてください。
- ・保育料の振替口座を登録してください。口座振替依頼書は、園または市子ども福祉課にあります。依頼書の提出先は、各金融機関の窓口です。(市役所では受付できません)
■取扱金融機関：常陽銀行、足利銀行、筑波銀行、結城信用金庫、茨城県信用組合、JA北つくば
※きょうだいがすでに入所していて振替口座が同じ場合であっても、再度登録を行ってください。

〔保育料について〕

★保育料の振替は、毎月27日です★

- ・結城市では、保育料を国が定める基準よりも低額に設定し、負担軽減を図っています。
- ・保育料は保育所の運営を行うために必要な費用です。保育料の滞納があると、保育所運営に支障が生じますので、必ず納期限までに納めてください。
- ・口座振替日は、毎月27日です。振替日が土日祝日に当たる場合は、翌平日となります。
- ・振替不能(残高不足等)、または口座の登録がされていない等の理由により振替できなかった場合には、翌月園を通じて「未納袋」を配付しますので、速やかに納付してください。
- ・保育料の滞納が続く場合は、児童の迎えの時間に合わせて園に訪問します。また、職場や自宅への電話連絡・訪問等を行うほか、児童手当を市役所窓口での現金払いに変更します。
- ・3～5歳児クラスの児童、0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童の保育料は無料です。

★★★ **【重要】** 次のような場合は、必ず子ども福祉課に届け出てください！ ★★★

- ・就労状況や家庭状況等に変化があったときは、必ず子ども福祉課に届け出てください。
- ・必要な証明書等の種類が分からない場合は、担当までお問い合わせください。
- ・なお、**故意に届け出なかったり、虚偽の申告であることが分かった場合等には、入所取り消しとなることがあります**のでご注意ください。

①就労先や勤務時間が変わったとき	<p>「就労証明書」等</p> <p>※月に 48 時間以上就労していることが入所継続の条件です。48 時間に満たない場合は退所となります。</p> <p>※就労時間が月 120 時間に満たない場合には、保育短時間認定になります。</p>
②育児休業が明け、復職したとき	<p>「復職証明書」</p> <p>※復職日から 1 か月以内に提出してください。</p> <p>※提出されない場合は、就労していないものとみなし、原則退所となります。</p>
③離職、退職したとき	<p>再度就労する意思がある場合は、求職活動を事由として 2 か月間入所を継続(短時間認定)することができますので、「誓約書」を離職後 14 日以内に提出してください。</p> <p>※就労しない場合は退所となります。「保育所退所届」を提出してください。</p>
④妊娠したとき	<p>母子手帳またはマル福受給者証の写し</p> <p>※出産を機に退職する場合でも、出産から 8 週間後の日が属する月の月末まで(概ね 2 か月間)は、入所を継続できます。その後退所する場合は「保育所退所届」、求職活動を行う場合は、「誓約書」を提出してください。</p>
⑤出産したとき	<p>「育児休業取得証明書」・「継続入所願」</p> <p>育児休業を取得する場合、育児休業対象の子どもが満 1 歳になる年度末まで、すでに入所している児童は入所を継続できます。</p> <p>※妊娠・出産に伴い退職した場合、出産から 8 週間後の日が属する月の月末をもって原則退所となります。「保育所退所届」を提出するか、求職活動を行う場合は、「誓約書」を提出してください。</p>
⑥入所の必要性がなくなったとき	「保育所入所取り下げ・辞退届」
⑦希望する入所月を変更するとき	<p>「入所期間変更届出書」</p> <p>※児童の体調不良等、予定通り入所できない理由等による変更に限ります。</p>
⑧市外へ転出することになったとき 家庭での保育が可能となったとき	「保育所退所届」
⑨保育所の利用を休止するとき	<p>「休園届」</p> <p>※休園は、月の初日から 2 か月間です。2 か月を超える場合は、原則退所となります。</p>



〔保育所(園)・認定こども園の利用に関するよくある質問 Q & A〕

Q 1. 会社の勤務時間が夕方6時までなのですが、遅くまで預けることができますか？

A 1. 園が定める延長保育時間内であれば可能です。ただし、別途料金がかかります。

保育短時間認定は8時間、標準時間認定は11時間の保育利用となりますが、利用時間の設定は園ごとに異なります。認定された利用時間を超えて保育を利用する場合は延長保育となり、別途料金がかかります。延長保育の実施時間、延長保育の利用料金は園ごとに異なりますのでご確認ください。

なお、結城市では夜間の保育は実施しておりません。

Q 2. 保育短時間認定から保育標準時間認定への変更、また、その逆は可能ですか？

A 2. 標準時間への変更は、条件を満たしていれば可能です。

就労時間が延びた等の理由により保育標準時間認定を希望する場合、再度就労証明書を提出してください。月120時間以上就労していることが確認できれば、認定変更が可能です。なお、保育標準時間認定から保育短時間認定への変更は、申し出により可能です。

また、認定は月単位となりますので、保育料の日割計算は行いません。予めご了承ください。

Q 3. 市外に勤務しています。職場近くの保育施設に通わせることはできますか？

A 3. 保育施設が所在する市町村が入所を承諾した場合のみ、利用できます。

入所の申込みは、結城市に行ってください。結城市において入所児童の世帯状況等を審査し、市外での保育が必要であると認めるときは、保育施設が所在する市町村と協議を行います。

保育施設が所在する市町村が利用調整を行い、入所を承諾した場合にのみ、希望する保育所・認定こども園(保育部分)に通わせることができます。

なお、保育認定や保育料の決定は、結城市が行います。

また、市町村によって申込み期限が異なりますので、市外施設への入所希望がある場合は、お早めにご相談ください。

Q 4. 保育施設等の見学はできますか？

A 4. 可能です。事前に連絡し、日程調整の上で見学してください。

保育施設の連絡先は、8ページに記載しています。

Q 5. 転園したいのですが。

A 5. 改めて申し込んでいただく必要があります。

転園を希望する場合は、新規入所時と同様、必要書類を揃えて、転園希望月の前月10日まで(土日祝日の場合は、その前の平日)にお申込みください。

なお、4月転園を希望の場合は一斉入所と同時期に申し込んでください。

Q 6. 一時保育(預かり保育)を利用したいのですが。

A 6. 実施している保育施設へ直接申し込んでください。なお、事前の登録が必要です。

基本的には保育施設に入所していない児童が一時保育の対象となりますが、入所している場合でも、冠婚葬祭など、普段の施設利用の理由とは異なる理由で休日に保育を利用する場合、一時保育として利用できます。料金等については、各施設のリーフレットをご参照ください。

Q 7. 認定こども園の1号認定の入所申込みはどこで行うのですか？

A 7. 認定こども園に直接申し込んでください。

対象年齢は、満3歳から就学前までとなります。

Q8. 保育料はどのように決まるのですか？

A8. 保育料は、保護者の市町村民税額、児童の年齢、保育必要量によって決定されます。

詳しくは、別紙のご案内をご覧ください。

未申告の場合には、いったん最高階層で賦課されます。課税額が確定した後、再算定します。

Q9. 同居の祖父母等の市町村民税額も合算するのですか？

A9. 基本的には父母のみですが、場合によっては合算対象となります。

父母の所得が低い場合、同居している他の家族に所得があり、家計の主宰者と判断される場合は合算の対象となります。

Q10. 保育料が無料になるのはどのような児童ですか。

A10. 3～5歳児クラスの児童、0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童です。

保育料は4月1日時点の年齢で算定しますので、年度途中で満3歳になったとしても、その年度内の保育料は無料になりません。

Q11. 2人以上子どもがいる場合、保育料の軽減措置はありますか？

A11. ありますが、条件によって軽減割合が異なります。

子どもの年齢や保護者の所得によって、軽減される割合が異なります。また、自動的に軽減されるものと、申請に基づき軽減されるものがあります。

詳細は別紙のご案内をご覧ください。担当宛てにお問い合わせください。

結城市内保育施設一覧

	保育所名	種別	定員	所在地	電話番号
1	城西保育所	保育所(公立)	80	結城 9648	33-4540
2	山川保育所	保育所(公立)	60	今宿 1167	35-0104
3	上山川保育所	保育所(公立)	60	上山川乙 38-1	35-0011
4	結城明照保育園	保育所(私立)	110	結城 1591	45-7270
5	みくに保育園	保育所(私立)	200	結城 3073	33-5946
6	結城ふたば保育園	保育所(私立)	199	結城 7104-1	33-4834
7	つくば保育園	保育所(私立)	170	新福寺 2-8-1	32-2235
8	たま保育園	保育所(私立)	90	田間 1944-2	35-1363
9	結城あすなろ保育園	保育所(私立)	70	結城 11723-3	32-7397
10	かなくぼ保育園	保育所(私立)	120	鹿窪 949-1	32-7965
11	玉岡堯舜認定こども園	認定こども園(私立)	70	結城 12018-1	45-6363
12	あいわ保育園	企業主導型保育	30	鹿窪 1744-11	32-0002

※あいわ保育園：定員 30 名中地域枠 15 名

【 お問い合わせ先 】

結城市役所 保健福祉部 子ども福祉課 保育係

TEL：0296-54-7003 ・ 34-0427 (ダイヤルイン)

<開庁時間> 8：30～17：15 (毎月第2・第3木曜日は19：00まで開庁)

〒307-8501 結城市大字結城1447番地